

自然現象等による漂着魚類等の処理に関する協定書

志摩市（以下「甲」という。）と三重外湾漁業協同組合（以下「乙」という。）、鳥羽磯部漁業協同組合（以下「丙」）及び有限会社金子あらや商店（以下「丁」という。）は市内漁港施設や海岸域等へ、自然現象等により漂着した魚類等（以下「漂着魚類等」という。）を処理することにより、持続可能な循環型社会の構築を目的として、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、漂着魚類等を迅速に処理する場合において、甲、乙、丙及び丁の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この協定は、前条にある漂着魚類等の迅速な処理を必要とする場合を対象とする。

(漂着魚類等の処理の内容)

第3条 この協定により乙、丙及び丁が行う漂着魚類等の処理に関する内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 漂着魚類等の現地、現物確認・・・甲、乙、丙、丁
- (2) 漂着魚類等の運搬・・・丁
- (3) 漂着魚類等の再資源化等処理・・・丁
- (4) その他甲が要請する漂着魚類等の処理に関する業務・・・乙、丙、丁

(処理の要請)

第4条 甲は、第2条の事案が発生し、乙、丙及び丁に処理を要請するときには、別途定める様式によりおこなうものとする。
ただし、文書をもって要請することが困難なときや急を要するときは電話等で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

(漂着魚類等の処理の方法)

第5条 乙、丙及び丁は、甲から前条の要請があったときは、可能な範囲で第3条に規定する内容に基づきおこなうものとする。

(契約の締結)

第6条 甲は、丁が前条に基づき漂着魚類等を処理するときは、その都度必要な契約を締結するものとする。

(漂着魚類等の処理完了の報告)

第7条 丁は、前条の規定による漂着魚類等の処理が完了したときは、甲に対し速やかに別途定める様式により報告するものとする。

(費用)

第8条 甲は、丁から前条の報告を受けたときは、第6条の規定により、丁が実施した漂着魚類等の処理費用は甲、乙、丙、丁協議の上決定するものとする。

(協定の廃止)

第9条 甲、乙、丙又は丁においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲、乙、丙、丁協議の上この協定を廃止することができるものとする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項、本協定中疑義が生じた事項については、甲、乙、丙、丁協議の上、これを決定するものとする。

(協定の有効期限)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲、乙、丙又は丁が書面をもって協力の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を4通作成し、甲、乙、丙及び丁それぞれが記名押印または署名の上、各1通を保有するものとする。

令和 6 年 4 月 2 6 日

甲	住 所	三 重 県 志 摩 市 阿 児 町 鵜 方 3098 番 地 22
氏 名	志 摩 市	
	志 摩 市 長	
		
乙	住 所	三 重 県 度 会 郡 南 伊 勢 町 奈 屋 浦 3 番 地
氏 名	三 重 外 湾 漁 業 協 同 組 合	
	代 表 理 事 組 合 長	
		
丙	住 所	三 重 県 鳥 羽 市 鳥 羽 4 - 2360 - 16
氏 名	鳥 羽 磯 部 漁 業 協 同 組 合	
	代 表 理 事 組 合 長	
		
丁	住 所	愛 知 県 豊 橋 市 大 岩 町 字 大 穴 104 番 地 の 1
氏 名	有 限 会 社 金 子 あ ら や 商 店	
	代 表 取 締 役	
		